

平成30年千葉市教育委員会会議
第4回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成30年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 平成30年4月18日(水)

午後2時00分開会

午後3時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教 育 長	磯野 和美
	委 員	中野 義澄
	委 員	和田 麻理
	委 員	小西 朱見
	委 員	千葉 雅昭
	委 員	藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	教 育 指 導 課 長	中嶋のり子
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	教 育 支 援 課 長	福本 順
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	保 健 体 育 課 長	古山 智和
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	教 育 セ ン タ ー 所 長	根本 厚
中 央 図 書 館 長	小林 幹弘	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	浅野 一久
千 葉 高 等 学 校 長	川崎 浩祐	生 涯 学 習 振 興 課 長	山田 利雄
稲 毛 高 等 学 校 長	遠藤 明男	文 化 財 課 長	稲葉 健一
総 務 課 長	國方 俊治	教 育 職 員 課 教 職 員 担 当 課 長	山下 敦史
企 画 課 長	伊原 浩昭	保 健 体 育 課 学 校 給 食 担 当 課 長	森永 成
教 育 職 員 課 長	武 大介	総 務 課 総 括 主 幹	石井美代子
学 校 施 設 課 長	杉山 信弘	総 務 課 課 長 補 佐	大須賀隆之
学 事 課 長	御園生博文		

書 記	総務課総務班主査	高桑 太綱	総 務 課 主 事	鈴木 理沙
	総務課主査補	今井 純子		

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定
平成30年4月18日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
平成30年第2回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
報告第4号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 平成30年4月1日付教職員の人事の概要について
山下教職員担当課長より報告があった。
報告事項(2) 平成29年度末における市立高等学校の進路状況について
川崎千葉高等学校長及び遠藤稲毛高等学校長より報告があった。
報告事項(3) 「いじめ対応マニュアル」について
報告事項(4) 「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」について
福本教育支援課長より一括して報告があった。
報告事項(5) 千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について
森永学校給食担当課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第15号 千葉県教育委員会組織規則の一部改正について
國方総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第16号 第3次千葉県学校適正規模・適正配置実施方針の策定について
伊原企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (3) 臨時代理報告

報告第3号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について
中嶋教育指導課長より報告があった。

報告第4号 教職員の処分について
山下教職員担当課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 平成30年4月1日付教職員の人事の概要について

磯野教育長 教育職員課教職員担当課長、報告をお願いします。

山下教職員担当課長 報告事項(1) 平成30年4月1日付教職員の人事の概要についてご報告します。

管理職人事につきましては、3月8日の教育委員会会議第1回臨時会で議決をいただきました。3月15日に各学校に内示を行い、29日に辞令交付式を実施、4月2日に異動者が異動先に着任いたしました。

各学校では新年度の体制となったところではございますが、改めて人事異動の概要についてご報告いたします。

まず、資料の1、今年度の異動総数ですが、小・中・高・特別支援学校を合わせて1,263人で、昨年度より117人の増となっております。

また、2の新規採用者でございますが、小学校93人、中学校75人、特別支援学校9人、市立高等学校4人の計181人で、昨年度より13人の増となっております。そのほかに養護教諭10名、事務職員8名、栄養職員2名、合わせて20人を新たに採用いたしました。

これによりまして、平成21年度以降、今年度までの10年間において、教諭数(小・中・特別支援・養護教諭)の合計で1,872人の新規採用職員を採用したこととなります。

次に、3の管理職の登用です。校長の新規登用数は50人、副校長の新規登用者は1人、教頭の新規登用数は60人で、昨年度より校長は8人増、教頭は16人増でございます。昨年度は校長の退職者が増加したため、登用が全体的に増えております。

また、4の管理職のうち女性管理職の数は、校長23人、教頭51人の合計74人となり、昨年度より16人の増となっております。女性管理職の割合につきましては、5に示したように本年度は全体の21.5%となり、昨年度に比べて増えております。

以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

報告事項(2) 平成29年度末における市立高等学校の進路状況について

磯野教育長 千葉高等学校長、稲毛高等学校長の順に説明をお願いします。

川崎千葉高等学校長 報告事項(2) 平成29年度末における市立千葉高等学校の進路状況についてご報告します。

資料3ページをご覧ください。最初に、卒業生の人数及び進路決定状況についてご説明します。資料左側の一番下、参考の部分をご覧ください。平成29年度卒業生は普通科279名、理数科39名、合計318名でございます。

続いて、その右に進路決定状況を記載しておりますが、進学先といたしまして平成29年度は、大学(文系・理系)への進学が合わせて232名、浪人が82名でございます。その他として4名となっておりますが、内訳は大学校が1名、短大1名、専門学校1名、就職1名という状況でございます。進路決定率は74.2%でございました。前年度は75.4%でございます。ちなみに、過去10年間の平均が75.9というような数字が残っております。

次に、大学合格者数についてご報告をします。資料の左側の一番上の表をご覧くださいと思います。最初に国公立大学ですが、29年度の合格者は現役59名、浪人25名、合計84名でございました。

主な進学先といたしまして北海道大学、東北大学、筑波大学などであります。千葉大学は現役が28名、浪人7名の合計35名でございました。なお、浪人ではありますが、東大に1名合格をしております。

次に、私立大学です。私立大学は1人の生徒で複数の合格を得ることができますので、合格者数は延べ数となっております。表には主な私立大学として受験者が多い9校を掲載してあります。29年度現役では早稲田21、慶應4、上智10、東京理科17、以下、ご覧のとおりとなっております。この表に掲載してあります大学については、全体として昨年を少し上回る合格者を出しております。

次に、資料右側をご覧ください。本校は普通科・理数科がございいます。それぞれの現役の大学合格者数を報告いたします。国

公立大学においては普通科279名中48名が、理数科においては39名中11名が合格をしております。なお、主な国公立大学、主な私立大学の合格者数につきましても、それぞれ記載しておりますが、全体としてはほぼ例年どおりの結果となっております。

最後に、国公立大学の受験者数及び千葉大学の受験・合格状況についてご報告します。資料の右下、国公立大学受験者数をご覧ください。国公立全体の中で前期入試の受験者の推移を見ますと、27年度が133名で学年の約41%、28年度が154名で約47%、29年度が120名で約38%となっております。また、その中で千葉大学受験者が約半数を占めております。本校の多くの生徒が目標としていることがわかります。左側の表に千葉大学の受験及び合格状況を掲載してありますが、29年度は各学部にて78名の現役生が受験し、28名が合格する結果となっております。

以上、簡単ではございますが、進路概要についてご報告をさせていただきました。

それでは次に、今回の大学入試結果の特徴について、簡単に触れたいと思います。

現役生の国公立大学合格者は59名でございました。進学重視型単位制を導入した平成19年度以降、平成25年度までは、国公立の現役合格者数は40名程度で推移をしておりましたが、26年度、この表には載っておりませんが、70名、以降、表に掲載してあるとおり、55名、57名、そして、29年度は59名となっております。

本校では、国公立大学進学を大きな目標として進路指導に取り組んでいます。少子化により大学のレベルが両極化する中、依然として国公立大学の難易度は高く、多くの生徒の目標とする千葉大学は、その国公立大学の中でも高いレベルにございます。そこに現役で28名が合格できたことは評価できると考えております。

加えまして、ここ数年、国公立大学に加え、早稲田、東京理科など、主な私立大学として挙げた大学にも、多くの合格者を出しています。これらのことは、本校のレベルが一段上昇したことの現れであり、生徒の頑張り、そして先生方の指導の成果と捉えております。

最後に、この機会に本校のSSHについて簡単にご説明させていただきます。資料はございません。おかげさまで、今年度から3年間、文部科学省からSSHの科学技術人材育成重点枠の指定を受けることになりました。この重点枠というのは、既にSSHの指定を受けている全国約200校の中から、地域の科学人材育成に貢献するなど、優れた取り組みに対して追加の支援がなされるもので、昨年度は全国で約20校程度が指定をされています。今年度から3年間ということでございます。本校の取り組みが国から高く評価されることは、学校としても大きな自信となっております。今後もSSHを大きな柱として学校を運営していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

遠藤稲毛高等学校長 続きまして、稲毛高校の進路状況につきまして、ご説明をいたします。

6ページからの資料になります。稲毛高校は1学年当たり普通科が7クラス、国際教養科が1クラスの8クラス構成になっております。普通科7クラスのうち2クラスは附属中からの内進生、5クラスは高校からの外進生になります。

資料の6ページ、進路概要をご覧くださいと思います。左側の下から2番目の表に卒業生数が載っております。今年度は合計319名、この卒業生は附属中の6期生にあたります。6回目の卒業生を出しました。

左側の一番下に進路決定状況の表が載っております。文系の大学に63.0%、理系の大学に17.9%、すなわち、大学進学のうち4分の3以上が文系ということになります。浪人が16.0%、その他を含めまして進路決定率は84.0%です。昨年度は84.1%でしたので、ほぼ同じ割合になっております。その他の10人の内訳でございますけれども、短大が2名、専門学校が1名、海外の大学が3名、この海外の3名の内訳は、アメリカに2名、オーストラリア1名です。それから留学の準備のために3名、それから警視庁への就職が1名となっております。

次に、大学の合格状況ですけれども、左側の一番上をご覧ください。国公立大学は、現役・浪人を合わせまして39名、うち、現役が28名という結果でした。数が昨年度より減少いたしましたけれども、私立志向が年々強まってきております。また、

千葉大の合格者が減少したことが、一つの要因として分析をしております。千葉大学は倍率が非常に高くなって難化をしています。国公立の合格者数は減少いたしました。一方では難関と言われている大学に何人も合格をすることができました。東京大学にも、今回、現役で2名合格者を出すことができました。複数の合格は初めてとなります。また、現役と浪人合わせますと北海道大学に3名、一橋大に2名、それから東工大、東北大、大阪大などにも合格をしております、よく頑張ったなと思っております。

その下でございますが、本校で第1志望とする生徒が多い主な私立大学を挙げてございますけれども、合格者数の傾向は昨年度と変わりません。よく頑張ったと思います。慶應大の現役合格者が昨年の4名から9名に増加するなど、合格者数が増加した大学が多くなっています。昨年度もご報告いたしました。各私立大学が文科省の指導で合格者を絞り始めています。その中で本校は合格者が増加傾向にありまして、よく頑張っているなと思っております。

右側の一番下、千葉大の受験状況と合格状況でございますけれども、50名が受験し12名が合格となり、昨年度と比べますと合格率が低下をいたしました。昨年度と比較しますと、特に工学部の合格率の低下が目立ちました。一番合格者が多かった学部は、今年の場合は教育学部でございました。

それから右側の表は、現役合格者を普通科と国際教養科に分けて示しております。全体の傾向としましては、内進生の実績が上がったことによって普通科の実績はやや上がり、国際教養科が昨年度より合格者数が減少したという傾向が見られます。

では、資料の7ページでございます。市立高校の進路状況についてをご覧ください。こちらは合格状況を大学別に全て現役生と卒業生別、それから普通科・国際教養科別に集計したものになります。これはご覧いただければと思います。

それで、今後の課題といたしましては、高大接続改革が進んでおります。1つは英語4技能を測定する民間検定試験への対応、これが急がれます。それから、学校のさまざまな活動をデータベース化して、それを大学入試に活用して主体性を評価する動きに対しての対応がございます。学力の3要素のうち、主体性、これを大学が評価しようということで、「JAPAN eポ

トフォリオ」と言っているのですけれども、そういうウェブサイトがございまして、そこに生徒がみずからIDでログインして、学校でのさまざまな活動をパソコンで入力して蓄積をしていって、それを大学が入試に活用するという、そういった仕組みの準備が進みつつあります。今の3年生、次の大学入試から活用を検討しているという大学が、現段階で79大学に上っております。そのことを踏まえまして、早急な対応が学校では必要になってきています。

また、大学の入試問題は、ますます思考力・判断力・表現力を評価する問題になってきております。先日、新しい学習指導要領が告示をされました。そこで謳われております「主体的・対話的で深い学び」、こうした授業を目指して授業改善を進め、思考力・判断力・表現力を育成する授業を実践してまいりたいと思っております。

それから、スーパーグローバルハイスクール（SGH）につきましても、文科省が新規の募集をやめております。今後、指定を受けることは叶いませんけれども、同様の取り組みを、経費を市費でつけていただいております。本校では先進的な探究活動を、総合的な学習の時間を中心に実施をし始めております。千葉大学国際教養学部をはじめとする大学連携もさらに深めていっております。こうした取り組みは新しい学習指導要領の方向性と合致しているものでして、また、現在進められている高大接続改革、中でも大学入試改革の方向性とも合致するものと考えておりますので、進学実績の向上にも必ず寄与するものと確信して進めております。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員。

藤川委員 ご説明、ありがとうございます。

両校とも非常に特色ある授業等をされていて、それが恐らく進学実績につながっているのだらうと思っておりますけれども、よろしければ、少し具体例というのでしょうか、例えば、千葉高等学校であれば理科系関係で力を入れて外部との連携もされていると思うのですけれども、そういうことが生徒の進路の実績にどのように結びついているのかというご説明をいただくと、参考になるかなと思います。

稲毛高校は、先日も教育委員に生徒たちがお話をしてくださる機会があって、大変自分たちでよく考えを深めるということになさっていることがうかがえました。日ごろの社会とつながって考えて話し合ったりするような教育が恐らく特色で、それが進路にもつながっていると思われまますので、その辺のことで、例えばこの進路は、このような指導からつながっていると考えられるというような例を、多少でもご紹介いただければと思います。よろしくお願ひします。

磯野教育長 千葉高等学校、どうぞ。

川崎千葉高等学校長 先ほども少し触れましたけれども、本校は第2期のSSHの指定を受けたのが平成24年でございます。その中で、今ご指摘がありました連携講座、例えば24年度は普通科の連携講座の延べ参加数が年間を通して435人、それから25年度は514、それから26年度は489と、かなり多くの子がSSHの中で連携講座を受けております。その子たちが卒業した年、すなわち、平成26年度に国公立の合格者が70人という数字が出ています。本校の場合は、このSSHの取り組みというものは、連携講座、それから本校独特のクロスカリキュラムというのがあります。理科とその他の教科の融合した授業ですが、それなども平成24年度は34回だったのが25年度は85回、それから、その次、平成26年度は157回と、だんだん増やしているという状況ですので、現状は少し減らしている状態ですが、そういったことはかなりの部分で効果を与えていると考えております。

磯野教育長 稲毛高校。

遠藤稲毛高等学校長 稲毛高校につきましては、国際理解に力を入れているということで、英語教育についてはかなりずっと力を入れてまいりましたが、最近では英語の力をベースにして、その中で論理的思考力も鍛える取り組みをしています。ですので、英語の授業の中にディベートを取り入れたり、それから英語に限らず社会科の授業で、例えば死刑制度の問題などについてディベートをしたりと、いわゆる、論理的思考力を鍛える授業を取り組み始めています。ですので、こういったことが、思考力・判断力・表現力を問うようになってきている入試に対して強くなってきているのではないかなと私は思っております。

藤川委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

和田委員。

和田委員 両校ともここ数年本当に大変すばらしい成績を残してくれているので、先生方のご努力が非常に感じられるなど思いました。理系と文系の進路の割合なのですからけれども、市立千葉高校は理数教育に力を入れているということですがちょうど半数ずつ、これは今までも同じだったのか、年々、少し変化があるのかということと、それから稲毛高校に関しては、文系を目指して入ってくる生徒が多いということもあってなのか、文系が相当数多いということで、これは同じぐらいのレベルの他校と比べてどういう特色がそれぞれあるのかということをお伺いできればと思います。

磯野教育長 千葉高校。

川崎千葉高等学校長 千葉高校の場合は、3年生のときに科目選択で、いわゆる文系と理系というような分け方をするのですが、ここ数年、4クラスずつ、理数科を入れても4クラスずつということでございまして、文系の子が半分いる状況です。

磯野教育長 稲毛高校。

遠藤稲毛高等学校長 稲毛高校も大体4分の3が文系、4分の1が理系という状況は変化がありません。ただ、外進生と内進生では傾向が違っていて、附属中学校から上がってくる生徒たちは理系・文系が半々です。ですので、逆に外進生はもっと偏りがあって希望者が入ってくるという傾向はあります。

和田委員 今、ご説明にあったように、それを私も非常に感じておまして、中学受験のときには、理系・文系ということはまだ本人もよくわかっていない状況で入学してくると思います。市内のさまざまな科学のイベントでも、稲毛高校附属中学校の生徒が理科系で非常によい発表をしているということもあるので、そういった生徒たちが理系に進みたいと思った場合に、稲毛高校でどのような教育をされて理系に導いているのかなというのが、非常に興味深いところなのですが、もし何か特徴的なことがありましたら教えていただけますでしょうか。

遠藤稲毛高等学校長 特徴的なことは特にはございませぬ。普通課は文系にも理系にも対応できる教育課程でございませぬ。ただ、英語に単位数が、重点が置かれているという影響もあって、そういった面は少し偏りがあるかなと思ひませぬ。特に理系を鍛えるための教育課程

にはなっていないというのが現状でございます。

和田委員 わかりました。せっかく市立高校が2校ありますので、稲毛高校の生徒で理系に興味のある子が、市立千葉高の理数系のカリキュラムを聴講できるようなシステムも、もし今後あれば、有効なのかなと以前から感じております。

磯野教育長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

報告事項(3) 「いじめ対応マニュアル」について

報告事項(4) 「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」について

磯野教育長 教育支援課長、報告をお願いします。

福本教育支援課長 報告事項(3) 「いじめ対応マニュアル」について、報告事項(4) 「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」について、関連がありますので、一括してご報告します。

まず「いじめ対応マニュアル」についてですが、別に冊子をご用意しておりますので、そちらをご覧ください。

本市におけるいじめへの対応を、より具体的に学校に示していくことを目的として、本年3月22日に第3回定例会において議決していただきました、千葉市いじめ防止基本方針の改定と同時進行で、このマニュアルにつきましても見直しを行ってまいりました。

このマニュアルは、平成22年度の本市の生徒指導調査研究委員会の報告書「いじめを防ぐ学校・学級づくりと初期対応について」をもとに、平成25年度の同調査研究委員会の報告書として作成し、毎年度ごとに改定を続けてまいりました。これは平成25年に文部科学省が示しました、いじめ防止対策推進法及び、いじめ防止等のための基本的な方針を踏まえ、本市独自で作成したものでございます。

今回の主な改定点としましては、まず1ページ目一番下にありますが、「様々な特性を持つ児童生徒に対する適切な理解と支援」、ここでは配慮が必要な児童生徒への対応について書き加えています。また、3ページ、いじめ問題対策委員会につきましては、学校の対策組織の具体的な対応について今まで以上より詳細に示しました。さらにその下の星印の部分でございますが、いじめの情報共有の徹底や外部専門家からの助言が必要であることについても加えてございます。

少し飛びますが、10ページから12ページにかけてです。こ

ここにありますフローチャート及び12ページの図表の留意点、につきましては、各学校の対応をわかりやすくするために新たに図表で示すことといたしました。主な改定点は以上でございます。

次に、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」ですが、こちらにも別に冊子を用意してございますので、ご覧ください。この手引きは、平成26年度から学校いじめ防止基本方針の策定が義務づけられたことを踏まえ、各学校が策定する際に一つのモデルとして平成25年度末に示したもので、改定を行いました。策定のための手順や必要な内容を、いじめ防止対策推進法と関連づけながら示しています。

本年度も各学校では、この手引きをもとに、これまでの学校いじめ防止基本方針を改定することとなります。各学校のいじめ防止基本方針は、5月初旬までに教育支援課に提出を求めており、確認後、各学校のホームページに掲載するなど、公表することとしております。

本日報告いたしました「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」につきましては、4月6日に千葉市立学校に周知するとともに、その後、教育支援課のホームページにも掲載してございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かございますでしょうか。

小西委員。

小西委員 資料の保管期間の点ですけれども、マニュアルの3ページに、アンケート調査を必ず実施して各学校で3年間保存するとされています。この3年間というのは何か根拠があって3年にされたのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 教育委員会で生徒指導にかかわる保存年限を3年としています。それに準じておりますけれども、ただ、これを各学校に説明する際には、重要なもので3年に限らず残さなければならぬものの中にはありますので、それについては永年とは言わないまでも、3年以上の保存をするように学校には指示をしております。

小西委員 割と卒業してから訴えられる方が多いのですよね。不法行為

の損害賠償請求権の時効が3年です。その期間がすぎるぎりぎりで提訴しても、その後、判決までに一、二年はかかってしまうので、証拠の保全という意味からは、少なくとも保存期間は5年間にしておいたほうがよいのではないかと思います。文科省のガイドラインにも、重大事態の調査に係るアンケート調査などの記録は、少なくとも5年間保存することが望ましいと書かれていましたし、不登校重大事態に係る調査の指針でも、最低でも当該生徒が卒業するまでと書かれています。アンケートの原本自体はそうですけれども、それをまとめた調査報告書なり記録というのは、指導要録と並んで5年間保存をするのが望ましいと書かれています。最低でも5年は保管しておくように周知いただけるとよいかと思います。ご検討いただければと思います。

福本教育支援課長 今後そのように推進していきたいと思います。ありがとうございます。

磯野教育長 藤川委員。

藤川委員 マニュアルの10ページのフローチャートに関してなんですが、上半分ですけれども、情報提供があつて教職員がそれを見て管理職に報告する、そして校内いじめ対策委員会を招集するという形になっていますね。これについて米印1がついていて、これは12ページを見ると、できる限り迅速に行うこととなっているのですが、この、できる限り迅速ということの判断が少し心配だなと思っております。私は幾つかかかわらせていただいている自治体等があるのですが、自分がかかわっているところでは、原則その日のうちに管理職に上げる、どうしても無理だった場合は翌朝上げるというように、目安を言うように提起しております。この迅速にというのが、下手をすると1週間とか2週間とかかかっている例がありまして、この表現でいかどうかというのは、ぜひ今後ご検討いただきたいですし、即日もしくは翌日の朝ぐらいまでに、少なくとも管理職は把握しているという、会議の招集をどうするかというのは管理職のご判断だと思いますけれども、管理職にすぐに耳に入らないようでは非常にまずいのではないかなと思いますので、この迅速という曖昧なところについて、扱いをぜひ今後ご検討いただきたいと思います。意見です。

福本教育支援課長 必要な部分につきましては随時、改定を加えていきたいと思

います。

藤川委員 お願いします。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

報告事項(5) 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

磯野教育長 保健体育課学校給食担当課長、報告をお願いします。

森永学校給食担当課長 報告事項(5) 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定についてご報告します。

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の本年4月1日施行に伴い、施行に関して必要となる事項を定める施行規則を同日公布いたしました。施行規則につきましては10ページから12ページに載せております。

規則の概要として施行規則で定める主な事項は、学校給食費の額、学校給食費の納付期限、督促の実施、学校給食費の減免です。なお、当該規則は市長の権限に属する事務に関する規則であるため、教育委員会規則ではなく、千葉市の規則として制定しております。また、当該条例及び施行規則の施行に当たって必要となる細則を定めた、千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する要綱についても、同日付で施行しております。

参考資料といたしまして13ページ、14ページに条例、また、15ページから18ページに要綱を添付しております。

以上です。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

議案第15号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

磯野教育長 総務課長、説明をお願いします。

國方総務課長 議案第15号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」説明します。

議案書は19ページとなりますが、本日は参考資料によりご説明いたします。参考資料1ページをご覧ください。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求の裁決を、教育長の委任事項とするほか、教育委員会への審査請求に対する却下の裁決を、教育長の専決事項とすることについて所要の改正を行うため、規則の一部を改正するものでございます。

2の改正の概要についてでございますが、審査請求に関して2点の改正をいたします。

まず1点目ですが、教育長への委任事項については、審査請求をすべき行政庁は教育長になると解されるとの周知が、文部科学省からされたことに伴い、教育長へ委任された事務に関する処分に対する審査請求については、その裁決を教育長への委任事項にするものでございます。

2点目ですが、教育委員会への審査請求に対する裁決について、形式的審理の段階で審査請求が適法要件を欠いているため、不適法として却下する裁決につきましては、実質的な内容の審議を必要とはしないことから、教育長の専決事項とするものでございます。

施行日は公布の日からといたします。

規程の改正部分の詳細につきましては、2ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移ります。質問等含め、何かございますか。

藤川委員。

藤川委員 基本的な内容について異論はないのですが、改正の概要の2の(2)の却下の裁決についてのところについて、1つ、意見を申し上げます。

この場合は不適法として却下するという点について全く異存はないのですけれども、教育委員会に対する審査請求でございますので、教育長の専決事項であっても教育委員会へのご報告はいただきたいと私は思いますので、ご検討いただければ幸いです。以上です。

磯野教育長 総務課長。

國方総務課長 内容についての情報提供についてでございますが、今後、手法を検討してまいりたいと思います。

藤川委員 承知いたしました。よろしく申し上げます。

磯野教育長 他によろしいですか。では、ご質問もないようですので、議案第15号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

議案第16号 第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針の策定について
磯野教育長 企画課長、説明をお願いします。

伊原企画課長 議案第16号「第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針の策定について」説明します。

議案第16号、第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

初めに、第3次実施方針の策定経過について簡単にご説明いたします。本件につきましては、平成28年度に千葉大学教育学部と共同研究を実施し、平成29年度からは、その前年の共同研究の成果をもとに、小・中学校校長会長を含む策定委員会を庁内に設置し検討を進めるとともに、学校教育審議会に諮問し、4回の審議の後、本年2月に答申をいただきました。その後、本年3月1日から4月2日の期間実施しましたパブリックコメント手続を経て、第3次実施方針を取りまとめましたので、議決をお願いするものでございます。

それでは、別紙の参考資料3ページ、第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針の概要、A3版をご覧ください。

1の「策定の背景」ですが、千葉市では小学校が2009年、平成21年、中学校が2013年、平成25年を再ピークに、生徒・児童数が減少傾向にあり、小規模校の増加と小規模校における一層の児童・生徒数の減少が見込まれています。また、主体的・対話的で深い学びの推進に象徴される学びのスタイルの変化が求められ、学校の社会性育成機能への期待が大きくなっています。

2の「実施方針について」ですが、(2)の「位置付け・役割」にありますように、本実施方針は特定の学校の統合を定めるものではなく、家庭・地域との連携・協働で取り組みの推進を図っていくため、その基準、基本的な考え方や進め方を明示するものです。

(3)の「適正配置の目的」は、「子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実」としてあります。これは現在の実施方針を引き継いでおります。

3の「千葉市における学校の適正規模・適正配置の基準」については、文部科学省の手引き等を参考にし、適正規模の基準は全体で12学級以上24学級以下、通学距離の基準はおおむね

小学校4キロ以内、中学校6キロ以内とし、現在の実施方針と同様としています。また、中学校の9学級以上11学級以下を準適正規模とする区分を新たに設けています。

次に、4の「取組みの方法」です。

(1)では、「子どもの教育環境の改善を中心に、学校規模の適正化を優先に検討すること」など、4つの基本的な方針を示しています。

その上で、具体的な小規模校の検討の方法として、(2)のところにA、B、Cの3つのパターンを示しています。これまでの取り組みを踏襲する複数中学校区の小・中学校の統合を一体的に検討するAパターンに加え、全市的に点在する小規模校を点で捉えて個々に対応していく方法としてのBパターン、小学校の優先的な適正配置と、地理的要因などから同一学校種の統合による適正規模化が困難な小規模校に対して、Cパターンとして小中一貫教育校化による適正配置を位置づけています。

2ページ目になります。(3)の適正配置の対象校ですが、児童・生徒数推計に基づき、平成35年度に小規模校となる小学校39校、中学校25校及び大規模校となる小学校5校が、対象校として設定されています。なお、児童・生徒数推計は実態に合わせて毎年度更新していることから、対象校については今後、若干の変動が想定されております。

これだけの対象校に同時期に適正配置に取り組むことは難しい面があります。そこで、小規模校については、取り組みを進める上での判断材料として、(4)のとおり、取り組みの優先度を設定しました。

次に、5の「取組みの進め方」です。

(2)の基本的な進め方ですが、イメージ図をご覧ください。これまで多くの成果を上げてきました保護者や地域団体の代表など、さまざまな立場の地域住民で構成する地元代表協議会において合意形成を図るやり方を、引き続き根幹としていきます。その上で協議の長期化、住民の負担感といった課題を改善するため、進め方の第2段階として、教育委員会から具体的な選択肢として適正配置案を提示することとしました。

次いで、6の「教育環境の整備」です。適正配置の取り組みは、教育活動や学校運営を充実・革新する大きな契機となることから、学校施設の整備充実など、子どもたちにとってよりよい教

育環境となるよう取り組んでいきます。

7の「学校跡施設の利活用」についてですが、学校の跡施設の利活用の検討は、「子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実」と目的が異なることから、引き続き学校の統合と跡施設の利活用に係る検討は区別して進め、統合が決まり次第、速やかに跡施設の利活用に係る取り組みを進めることとしています。

概要版による説明につきましては、以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員。

和田委員 概要版でご説明いただいた5の「取組みの進め方」のところなのですが、ご説明いただきましたように、基本的な進め方の中で第2段階で適正配置案の作成というのを、教育委員会からその案を提示していくということが、今までにないことかと解釈しております。この点でどうしても市民の方とか地域の方から、行政説明というのは決まったことの報告ではないかというようなご意見を多くいただくことが、恐らく今までも多くあったかと思えます。ですので、これがさまざまな選択肢があって、皆さんがお考えになる上でのたたき台としてお考えいただくというようなご説明を、丁寧にしていただいて、住民の側とか保護者の方々が、それが行政からの報告だとか押しつけだというようなイメージを持たないように、くれぐれもご注意いただけるようお願いしたいと思います。

それからもう一点は、この第1段階のところでも望ましい教育環境、当然、統廃合が望ましいからこそ提案するということは間違いないのですけれども、それに伴うデメリットというのも児童・生徒の側、保護者の側、地域の側からもあると思えますので、そのメリットとデメリットをきちんと提示した上で判断材料を皆さんにお示しするというのを、ぜひ、これもまた丁寧にやっていただければと、要望ですが、お願いいたします。

磯野教育長 では、要望事項として。

伊原企画課長 要望としていただいたことに十分配慮して取り組んでまいります。特に第2段階に入ると、おっしゃいますように、押しつけととられる可能性がありますので、まず第1段階のところ、保護者や地域住民に対して丁寧な情報提供、意見交換を行ってまいります。その際は判断材料、メリットとデメリット、両方をき

ちんとお伝えして共通認識を育んで、学校規模の課題や必要性に関する理解を深めることを重視したいと思います。

中野委員 通学距離の基準及び通学区域の設定ですけれども、おおむね小学校は4キロメートル以内、中学校は6キロメートル以内となっていますけれども、このA、B、Cというパターンにした場合、どれでも必ずこれは、一応、確保されるといいますか、この条件に当てはまって統廃合はできるのでしょうか。

磯野教育長 企画課長。

伊原企画課長 先ほど申し上げましたとおり、4キロ、6キロという基準は、文部科学省が全国的に定めた条件で、今、委員のご指摘のように、千葉市の場合、おおむねの学校は統合した場合4キロ以上になるようなところはありません。先ほど申し上げたように、若葉区などには地理的な条件でどうしても統合すると4キロ、6キロぎりぎりになりそうな地区はあります。これまでの適正配置は、統合しても大体1キロ以下になるような近接した地域で進めてきました。

中野委員 大体これでおさまるということでよろしいわけですね。

磯野教育長 他はどうでしょうか。では、ご質問もないようですので、議案第16号「第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針の策定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

報告第3号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

磯野教育長 教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 報告第3号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」説明します。

国公立高等学校等の低所得者世帯の生徒に対し、千葉県が国の補助事業を活用して支給する奨学のための給付金について、非課税世帯の第1子への給付額が増額されることに伴い、同給付金と千葉市育英資金との重複受給について規定している千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正するものです。

改正内容ですが、第3条第2号に規定する給付金の年額を、7万5,800円から8万800円に変更するというものです。それに伴い、第4条第2号に規定する支給額を、月額3,70

0円（3月にあっては3,500円）から月額3,300円（3月にあっては2,900円）に変更するものであり、施行年月日は平成30年4月1日です。

高校生に対する支援制度について補足します。千葉市では、市立高等学校の生徒を対象に、給付型の育英資金として年12万円を支給しております。また、国では3年前から給付型の奨学のための給付金制度が運用されております。第1子への支給額が平成30年度に7万5,800円から8万800円に増額されました。そのことに伴い育英資金の支給額が変わることになります。第4条は月額で定めておりますので毎月3,300円、また、3月は端数が出ることから2,900円が支給額となる改正をしたものです。

以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

では、以上で公開審議案件に係る審議は終了いたします。委員の皆さん、ここまでその他として意見、ご質問等、何かございますか。

次に、報告第4号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。また、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員も、退出をお願いします。

（傍聴人、指定職員以外、退出）

報告第4号 教職員の処分について

磯野教育長 教育職員課教職員担当課長、説明をお願いします。

山下教職員担当課長 報告第4号「教職員の処分について」説明します。

本来、教職員の処分につきましては、千葉市教育委員会組織規則第8条4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ではありますが、同規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理により処理を行いましたので、報告させていただきます。

本案件は地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第2号に規定するものと認め、処分するものであります。

教育委員会では、今回の事案を重く受けとめ、再発防止策として、1つに、各学校に対して「綱紀の保持について」の文書を学校教育部長名で発出し、教職員への周知徹底を図り、事故の再発を防ぐこと、2つに、セルフチェックシートの改訂を図る

とともに、各学校が教職員との目標申告の面接時等に、「セルフチェックシート」を効果的に活用できるように働きかけること、3つに、服務に関する教員への研修内容の見直しを図るとともに、校長会及び各種研修会において、個人情報取り扱い等について、再度、適切に対応するよう繰り返し指導するなど、再発防止の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 大変重い問題でございます。再発防止策についてご説明いただいたことに異論はないのですが、特に報告が遅れたということについては、市民の方も不信を抱かれていると思われまます。市長への手紙等でも出ているようでございまして、問題が起きてしまうこと自体も問題ですが、問題が起きた後の対応で組織というものは信頼が問われると思っておりますので、ぜひ、今回、明示はございませんでしたが、迅速に報告をするということ、まして指摘されるまで報告しないということがあってはなりませんので、指摘を受けるまでもなく早目にその報告をするということについての徹底を、図っていただきたいと思っております。

以上です。

磯野教育長 はい、そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

9 その他

- (1) 第5回定例会は、平成30年5月23日（水）午後2時より開催することと決定した。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言